

(平成13年5月1日市民局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市交通安全対策会議条例（昭和46年仙台市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、仙台市交通安全対策会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選定し、その者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 会長は、次の各号の一に該当するときは、会議の処理すべき事項を専決処分することができる。

(1) 会長が会議を招集する暇がないと認めるとき

(2) 軽易な事項ですみやかな措置を要するとき

(3) その他やむを得ない事情により会議を招集することができないとき

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告するものとする。

(幹事会)

第5条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、次の業務を行う。

(1) 会議に付議する事項に係る事前の調整

(2) その他会長が指定すること

3 幹事会の構成員は、別記に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

4 幹事会に幹事長を置き、市民局生活安全安心部長の職にある者をもってこれに充てる。

5 幹事会の幹事長は、必要があると認めるときは、第3項の構成員以外の者を臨時の構成員として幹事会に出席させることができる。

6 本要綱の第2条及び第3条の規定については、「会長」を「幹事長」、「委員」を「構成員」と読み替え、幹事会に準用するものとする。

(区交通安全推進協議会)

第6条 会議にて定められた事項に基づき、区長は、交通の安全を確保するため、区ごとに区交通安全推進協議会を組織し、区における方策を定め、その推進について協議するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この要綱は平成 13 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は平成 14 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 4 月 25 日改正）

この改正は平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 6 月 19 日改正）

この改正は平成 24 年 6 月 19 日から実施する。

附 則（平成 29 年 1 月 30 日改正）

この改正は平成 29 年 2 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この改正は令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日改正）

この改正は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日改正）

この改正は令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

別記（第 5 条関係）

国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所交通対策課長 宮城県企画部地域交通政策課長 宮城県警察交通部交通企画課長 仙台市 PTA 協議会事務局長 仙台市教育局保健体育課長 仙台市消防局救急企画課長 仙台市市民局自転車交通安全課長 仙台市建設局道路計画課長